

○知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例

昭和53年9月30日

条例第32号

改正 昭和57年6月30日条例第27号

昭和57年12月24日条例第40号

昭和61年3月25日条例第15号

平成3年6月26日条例第22号

平成11年3月29日条例第6号

平成12年6月30日条例第49号

平成13年3月29日条例第12号

平成14年9月20日条例第31号

平成15年3月26日条例第11号

平成17年3月28日条例第10号

平成18年6月28日条例第23号

平成19年3月26日条例第6号

平成19年12月20日条例第30号

平成20年9月29日条例第38号

平成26年9月29日条例第31号

平成28年3月25日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 この条例により母子家庭等医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、知多市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養している者（以下「母子家庭の母」という。）

(2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの（以下「父子家庭の父」という。）

(3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童

(4) 父母のない児童

（居住地特例）

第2条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、同条の規定にかかわらず受給資格者としな

（適用除外）

第2条の3 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあつては前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別

表第1に定める程度の障害の状態にある者を含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上である者並びにその者に現に扶養されている児童

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する医療を受けることができる者又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けている者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する支援給付を受けている者
- (5) 知多市子ども医療費支給条例(昭和48年知多市条例第1号)に規定する未就学児又は知多市障害者医療費支給条例(昭和48年知多市条例第25号)の規定により医療費の支給を受けることができる者
- (6) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。

(受給者証)

第3条 この条例による母子家庭等医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による母子家庭等医療費の支給を受ける資格を証する母子家庭等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 受給者証の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)は、次条第1項の規定により母子家庭等医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)に対して診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

ない。

(支給の範囲)

第4条 市長は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は附加給付に関する規定による給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を母子家庭等医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し医療費の支払があつたものとみなす。

(届出の義務)

第5条 受給者は、規則で定める事項について変更があつたとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなつたときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(報告)

第9条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第40号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第15号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。

(知多市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例)

2 知多市老人医療費の助成に関する条例(昭和47年知多市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(知多市戦傷病者医療費支給条例の一部を改正する条例)

- 3 知多市戦傷病者医療費支給条例（昭和57年知多市条例第32号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成11年条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、改正後の知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例第3条の規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の知多市乳児医療費支給条例等の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成14年条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第11号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 23 号）

この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第 3 条の規定により交付された受給者証は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 31 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 14 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則

平成14年9月20日

規則第59号

改正 平成18年6月28日規則第32号

平成19年12月20日規則第31号

平成27年12月21日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例（昭和53年知多市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条に規定する法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する母子家庭等医療費受給者証（第1号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費受給者証交付申請書（第2号様式）に受給の資格があることを証する書類を提示し、又は添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が母子家庭等医療費受給資格者（以下「受給資格者」という。）であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）から更新年の7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日）までとする。

(受給者証の更新)

第4条 市長は、受給者証を毎年8月1日に更新する。

- 2 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項に規定する申請には、その受給者証を添えるものとする。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(医療費支給申請)

第6条 条例第4条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、母子家庭等医療費支給申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該医療費について条例第4条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

(医療費の請求)

第7条 条例第4条第4項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する請求があったときは、前条に規定する申請があったものとみなす。

(届出事項)

第8条 条例第5条第1項に規定する届出事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しく

は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者等」という。）又は当該保険者等の名称若しくは給付の内容

- (4) 国民健康保険法による被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員又は当該世帯主若しくは組合員の氏名、住所若しくは被保険者証の記号番号
- (5) 社会保険各法による被保険者、組合員又は加入者である受給者にあつては、被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号
- (6) 社会保険各法による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者又は当該被保険者、組合員若しくは加入者の氏名、住所若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更のあつた日から起算して14日以内に母子家庭等医療費受給資格等変更届（第5号様式）に当該変更のあつたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（資格喪失の届出）

第9条 受給者は、条例第2条第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに、母子家庭等医療費受給資格喪失届（第6号様式）に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

（第三者行為の届出）

第10条 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者は、母子家庭等医療費第三者行為による被害届（第7号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第11条 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第12条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第32号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第31号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第49号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)
(表面)

愛知県内のみ有効					
㊟ 母子家庭等医療費受給者証					
受給者番号					
受給者	住所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	性別
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
発行機関名及び印	愛知県知多市長 印				
交付年月日	年 月 日				

(裏面)

注 意 事 項	
1 この証は、本人以外は使用できません。	
2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。	
3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を市長に返してください。	
4 氏名又は住所に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。	
5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、市長にその旨を届け出てください。	
6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。	
7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市長に返してください。	
8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	

第2号様式（第3条関係）

母子家庭等医療費受給者証交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
受給者との続柄
電話番号

次のとおり関係書類を添えて申請します。

受給者番号			
受給者	区分	母・父	子
	住所		
	フリガナ氏名		
	個人番号		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
加入医療保険種別	性別		
	住所		
	フリガナ		
	被保険者氏名		
	受給者との続柄		
	保険者番号	保険者名称	
	記号・番号	保険異動日	年 月 日
	取得年月日	年 月 日	届出年月日
	取得年月日	年 月 日	年 月 日
	種別		
資格取得日	年 月 日	取得理由	
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(異動)申請日	年 月 日	交付日	
認定要件			
確認公簿名等			
受給者電話番号			

第3号様式（第5条関係）

母子家庭等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
受給者との続柄
電話番号

次のとおり申請します。

受給者番号				
受給者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	
再交付理由				
再交付年月日	年 月 日			

第4号様式（第6条関係）

母子家庭等医療費支給申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
受給者との続柄
電話番号

次のとおり医療に要した費用の額に関する証拠書類を添えて申請します。

受 給 者	受給者番号			加 入 医 療 保 険	保険者番号		
	フリガナ				保 険 者 名 称		
	氏 名					記 号 ・ 番 号	
	生年月日	年	月		日		
金融機関名		種 別	口 座 番 号		フリガナ		
支 店 名					口 座 名 義 人		
内 容	診療期間	年 月 日から			日まで	日数	日間
	医療機関名称						
	所在地	医療種別					
	診療科目						
	入院外来区分						
	費用額	保険給付額	高額療養費	附加給付額	一部負担金	支給決定額	

第5号様式（第8条関係）

母子家庭等医療費受給資格等変更届

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
受給者との続柄
電話番号

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

受給者番号			
区分	変 更 後		変 更 前
受給者	住 所		
	フリガナ 氏 名		
加入	フリガナ 被保険者氏名		
	受給者との続柄		
医療 保 険	保険者番号		
	保険者名称	国保台 帳確認	国保台 帳確認
	記号・番号		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日
異動事由			
異動年月日	年 月 日	受給者 電話番号	
備 考			

第6号様式（第9条関係）

母子家庭等医療費受給資格喪失届

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
受給者との続柄
電話番号

次のとおり届け出ます。

受 給 者 番 号		個 人 番 号	
受 給 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別
喪 失 理 由			
喪 失 年 月 日	年 月 日		

第7号様式(第10条関係)

母子家庭等医療費第三者行為による被害届

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり関係書類を添えて届出します。

事故の状況	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	場 所			
	状 況			
被害者(受給者)	住 所			
	受給者番号		氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
	電 話 番 号			
加入医療保険	被保険者氏名			
	保険者番号・名称			
	記号・番号			
加害者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
	電 話 番 号			
	保有者との関係			
保有者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
	電 話 番 号			
自賠責保険	保 険 会 社 名			
任意保険	保 険 会 社 名			
	支 店 名			
	電 話 番 号			
医 療 機 関 名		傷 病 名	初診日	年 月 日
当初			医 療 保 険 診 療 から開始	年 月 日
転医				